

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○地籍調査の成果について認証した件	四三	計画書の提出があったので公告する件	四四
○県営土地改良事業計画を定めた件	四三	○指定管理者を募集する件	四四
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	四三	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	四四
○肥料の検査の結果の概要を公表する件	四三	○土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件	四五
公 告		○一般競争入札を行う件	四六
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	四三	○建築基準法により道路の位置を指定した件	四七
○産業廃棄物処理施設等設置等事業	四三	○宅地建物取引業法により業務の停止処分をした件二件	四四
		○宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件	四四
		○政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況を公表する件	四四

告 示

福島県告示第四百九十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡只見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

只見町

二 成果の名称

南会津郡只見町大字叶津の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

福島県告示第四百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、会津北部第二地区に係る県営基幹水利施設ストックマネジメント事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年七月十四日から

同 年八月四日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

喜多方市役所、耶麻郡北塩原村役場及び河沼郡会津坂下町役場

(農村計画課)

福島県告示第四百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町針生字沖一七六九から一七七五まで、一七七六の二、一七七六の三、一七七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。

(二) 治山対策課

(三) 治山対策課

福島県告示第四百九十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第七十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十年四月から同年五月までの間に収去した肥料の検査結果の概要を次のとおり公表する。
平成二十年七月十一日

県営農知事 佐藤 雄 平

平成20年4月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)		C/N (%)	水分 (%)
たい肥	みちのく安達農業協同組合	しらすわ有機肥料	1.2	2.4	3.1	—	—	2.1	15	41.7	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
平成20年5月分
(普通肥料)

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要			備考
			分析検査項目	保証票の検査事項	その他の検査	
指定配合肥料	天龍資材有限公司	TKN431	TN、TP、TK			
混合有機質肥料	片倉チツカリン株式会社	南郷トマト専用肥料2号	TN、TP、C/N、ヒ素			

注

- 1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しようように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量
- 4 「分析検査」欄の「指摘事項」欄、「保証票の検査」欄又は「その他の検査」欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)		C/N (%)	水分 (%)
たい肥	福島県立福島明成高等学校	福島明成高校良質堆肥	0.8	1.1	2.4	14	88	3.5	17	47.5	
たい肥	有限会社都路農場	醗酵けいふん	2.2	5.1	4.3	60	421	18.9	7	18.8	
動物の排泄物	有限会社都路農場	ブラツクミネラル	1.8	7.5	6.8	78	627	29.6	8	8.8	

注 主成分の略号は、次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
(農業綜合センター)

公 告

公告第三百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年七月十一日

一 申請のあった年月日
平成二十年六月二十五日
福島県知事 佐藤 雄 平

二 名称
特定非営利活動法人ご本陣山を活かす会

三 代表者の氏名
阿部 信夫

四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区国見町三丁目四十番地八

五 定款に記載された目的
この法人は、南相馬市ならびにその周辺地域を主な対象として「自然と人が調和した美しい環境・文化を維持改善し、環境にやさしいまちづくりによる地域の発展を目指す」ために、地域住民主体の環境改善活動、および、里山と地域文化の調査、研究、情報発信、交流、およびこれらの活動に対する支援を行い、この地域に住む人々の、「自然と共生した豊かな生活の創造」に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成二十年六月二十七日

二 名称
特定非営利活動法人伊達ウズベキスタン農業交流協会

三 代表者の氏名
富田 健一郎

四 主たる事務所の所在地
福島県伊達市伏黒字南屋敷四十一番地

五 定款に記載された目的
この法人は、福島県伊達市民とウズベキスタン共和国フェルガナ州との農業技術の交流を始め経済・文化交流をはかり、相互理解を深めることを目的とし、それによって世界の平和と繁栄に寄与する。

(文化振興課)

公告第三百七十一号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づき産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五

項の規定により、次のとおり公告する。
平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
入谷建設工業株式会社 代表取締役 入谷 雄司

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県河沼郡会津坂下町字沢ノ目一七二七番地

三 産業廃棄物処理施設等の種類
がれき類の破砕施設

四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
三二〇トン毎日（八時間）

(産業廃棄物課)

公告第三百七十二号

天鏡閣条例（昭和五十七年福島県条例第五十八号）第四条の規定により天鏡閣の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。
平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公の施設の概要

1 名称 天鏡閣
2 所在地 福島県耶麻郡猪苗代町大字翁沢字御殿山千四十八番地

3 敷地面積 一万七千二百六十四・七二平方メートル

4 主な施設（国指定重要文化財）
(一) 本閣 述べ床面積 九百六十五・七三平方メートル
(二) 別館 述べ床面積 二百四・五四平方メートル
(三) 表門

二 指定管理者が行う業務

1 天鏡閣の施設及び附属設備の利用に関すること。
2 1に掲げるもののほか、天鏡閣の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

3 天鏡閣の維持管理に関すること。

4 天鏡閣の本閣の入館に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。

5 その他知事が別に定める業務に関すること。

三 指定管理者の指定予定期間
平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（五年間）

四 業務に係る経費
業務に係る経費に充てるため、指定管理者は利用料金を自己の収入として收受する

ものとし、及び県は指定管理者に委託料を支払うものとする。

五 申請の資格

次のすべての要件を満たす者とする。

- 1 福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、募集要項に示す条件に該当するものであること。
- 2 六の2の説明会に参加した法人等であること。

六 申請の手續

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

- (一) 配布期間 平成二十年七月十四日（月）から同年八月二十九日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年七月二十一日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先で配布する。

なお、福島県のウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/>）からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

- (一) 開催日時及び場所 平成二十年八月八日（金）午後一時から国民宿舎翁島荘一階第一会議室において、説明会を行う。
- (二) 参加申込み 説明会に参加しようとする法人等は、平成二十年八月六日（水）午後五時までに、九に掲げる問い合わせ先に電話又はファクシミリで申し込むこと。

3 質問書

天鏡閣の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、説明会に参加した法人等に限り、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

- (一) 提出期間 平成二十年八月十一日（月）から同月二十日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- (二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。
- (三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等に郵送、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

- (一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類
- (二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）
- (三) 提出期間 平成二十年八月二十一日（木）から同月二十九日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで
- (四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送すること（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと）。

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県商工労働部観光交流局観光交流課（福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎十階 電話〇二四一五二一七二八六 ファクシミリ〇二四一五二一七八八八 メールアドレス tourism@pref.fukushima.jp）

（観光交流課）

公告第三百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。

平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
鮫川堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 若松 昭雄 いわき市渡辺町中釜戸字川原字沢六番地

同 高木 尚正 市植田町本町二丁目七番地の一二

同 小野 和通 市渡辺町泉田字沢田八六番地

同 志賀 武 市泉玉露五丁目七番地の四

同 新妻 重保 市小名浜野田字田中一三五番地の一

同 榑田万兵衛 市遠野町滝字表八七番地の一

同 岩並 貞雄 市常磐岩ヶ岡町山ノ根八番地

同 樋田 進 市岩間町岩下一二番地

同 大平 一男 市渡辺町上釜戸字西仲田六〇番地の一

同 高萩洋一郎 市小名浜住吉字林崎三五番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 若松 昭雄 いわき市渡辺町中釜戸字川原字沢六番地

同 小野 和通 市渡辺町泉田字沢田八六番地

同 岩並 貞雄 市常磐岩ヶ岡町山ノ根八番地

同 高萩洋一郎 市小名浜住吉字林崎三五番地

同 山崎 喜榮 市泉町滝尻字南坪六三番地

同 佐坂 邦彦 同 市遠野町滝字川原一〇番地
 同 高木 甚一 同 市江畑町小関場一〇四番地の二
 同 大平 一男 同 市渡辺町上釜戸字西仲田六〇番地の二
 同 市村 博孝 同 市添野町清水一四番地
 同 國井祐太郎 同 市常磐馬玉町入ノ作一〇五番地

(農村計画課)

公告第三百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項で準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。
 平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

清算法人常葉町土地改良区

就任した清算人

役別 氏名 住所

清算人 渡辺 鉄蔵 田村市常葉町山根字屋形内三六番地
 同 白石今朝吉 同 市常葉町久保字諷土二九番地
 同 村上 武雄 同 市常葉町西向字柿平六五番地
 同 村上 英治 同 市常葉町常葉字東向三〇六番地
 同 坪井 剛 同 市常葉町関本字横道一三四番地
 同 白岩 吉治 同 市常葉町小松山字一本松五三番地
 同 早川 正義 同 市常葉町早稲川字柳渡戸一〇番地
 同 遠藤 孝治 同 市常葉町鹿山字小林五五番地
 同 渡辺 徹 同 市常葉町山根字萩平一番地

(農村計画課)

公告第三百七十五号

不用パソコンの売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。
 平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 売払物品の名称及び数量 業務用パソコン(付属品を含む。) 千七十八台
- 2 売払物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 引渡場所 福島県庁東分庁舎一階倉庫(福島県福島市杉妻町五番七十五号)
 福島県庁本庁舎一階建設業閲覧室(福島県福島市杉妻町二番十六号)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 1 施行令第六十七條の四に該当しない者であること。
- 2 国又は地方公共団体からこの公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品の売払いを受けた実績がある者であること。
- 3 当該売払物品に係るデータの消去を平成二十年十月三十一日までに言い得る者であること。

4 古物営業法(昭和二十四年法律第八十八号)第三条第一項の許可その他当該売払物品の売払いを受けるために必要な資格を有する者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

- 入札に参加を希望する者は、所定の売払一般競争入札参加資格確認申請書に、二の二から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 1 提出期間 平成二十年七月十一日(金)から同月二十四日(木)まで(土曜日、日曜日及び同月二十一日を除く。)(の午前九時から午後五時まで)
- 2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
 福島県土木部土木総室土木総務課
 電話〇二四一五二一七四五四
- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年七月二十四日(木)午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 三の二に掲げる場所に同じ
- 2 入札及び開札の日時及び場所 平成二十年七月三十一日(木)午前十時三十分 福島県土木部入札室(福島県福島市杉妻町二番十六号)
- 3 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項第一号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

- この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

- この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 八 その他
 - 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 2 落札者の決定の方法 予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 3 契約書作成の要否 要
 - 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(土木総務課)

公告第三百七十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置として、次のとおり指定した。

平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定年月日及び番号
平成二〇年四月二二日 福島県指令北建第一九八七一一三四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
佐藤 嘉夫 伊達市伏黒字東平二一番地
- 三 道路の位置
伊達市伏黒字東平二〇番三
- 四 道路の延長及び幅員
延長 二五・五四メートル 幅員 五・九三〇六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成二〇年五月二〇日 福島県指令北建第一九九四四一一四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
大津 隆 伊達市梁川町字南本町一〇六番地の一
- 三 道路の位置
伊達市梁川町字南本町一一二番六及び一一二番八
- 四 道路の延長及び幅員
延長 三一・四六メートル 幅員 五・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成二〇年五月一二日 福島県指令中建第八九三〇号

- 二 道路築造者の氏名及び住所
草野 盛一 田村郡小野町大字小野新町字本町二四番地
- 三 道路の位置
田村郡小野町大字小野新町字七生根八九番三、九〇番一地先及び九〇番四
- 四 道路の延長及び幅員
延長 六八・一二メートル 幅員 四・〇〇〇九・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成二〇年一月七日 福島県指令南建第三七一一三号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
有限会社第一不動産 代表取締役 外井 竹夫 白河市新白河一丁目三七番地
- 三 道路の位置
西白河郡矢吹町八幡町八三一番二
- 四 道路の延長及び幅員
延長 一二四・五六メートル 幅員 六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成二〇年一月一〇日 福島県指令南建第三八七四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
齋藤 富永 白河市旭町二丁目三三番地二
- 三 道路の位置
白河市大桜岡前一一番三、一一一番四、一一一番五及び一一一番九
- 四 道路の延長及び幅員
延長 一一六・〇〇メートル 幅員 五・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成二〇年一月一七日 福島県指令南建第三四七六号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
片野 俊夫 東白川郡棚倉町大字関口字豊郷一五〇
- 三 道路の位置
東白川郡棚倉町大字関口字二枚太田二八番一七
- 四 道路の延長及び幅員
延長 一七・五〇メートル 幅員 四・〇〇〇六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成二〇年二月一日 福島県指令南建第三一二二二号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
佐藤 喜一 東白川郡棚倉町大字流字中豊三一番地
- 三 道路の位置

四 東白川郡棚倉町大字逆川字向原二番一七及び一一番一六
道路の延長及び幅員
延長 五二・七メートル 幅員 六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
平成二〇〇二年二月一九日 福島県指令南建第四四〇六号

二 道路築造者の氏名及び住所
有限会社ネストホーム 代表取締役 齋藤 剛 西白河郡矢吹町一本木二二二番地

三 道路の位置
白河市本沼北裏一二八番七

四 道路の延長及び幅員
延長 三七・四メートル 幅員 六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
平成二〇〇四年四月四日 福島県指令南建第九三三号

二 道路築造者の氏名及び住所
株式会社ミサワホーム福島 代表取締役 齋野 國和 福島市鎌田字舟戸前一六番地

三 道路の位置
白河市細工町二八番一

四 道路の延長及び幅員
延長 七三・七三メートル 幅員 四・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
平成二〇〇五年五月二三日 福島県指令南建第四三二一号

二 道路築造者の氏名及び住所
有限会社エール開発 代表取締役 邊見 義栄 白河市大観音前三番一

三 道路の位置
白河市細工町三二番一

四 道路の延長及び幅員
延長 五八・一三メートル 幅員 五・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
平成二〇〇五年五月二一日 福島県指令若建第五〇三二一号

二 道路築造者の氏名及び住所
小瀧 力松 河沼郡会津坂下町字市中新町甲三八二八番地

三 道路の位置
河沼郡会津坂下町字古町川尻三六五番二及び三六六番六

四 道路の延長及び幅員
延長 三二・九五メートル 幅員 四・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
平成二〇〇六年六月一日 福島県指令若建第五〇三三〇号

二 道路築造者の氏名及び住所
有限会社あいつ地所管理 代表取締役 別府 正幸 会津若松市石堂町一番四三三号

三 道路の位置
河沼郡会津坂下町字台ノ下八五一番五

四 道路の延長及び幅員
延長 三〇・六〇メートル 幅員 六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
平成一九九九年二月二日 福島県指令相建第一一五〇九号

二 道路築造者の氏名及び住所
田中建設工業株式会社 代表取締役 田中 昭弘 双葉郡浪江町大字権現堂字町頭一五番地

三 道路の位置
双葉郡浪江町大字田尻字みどりが丘三九番二及び四一番一

四 道路の延長及び幅員
延長 六五・八六メートル 幅員 四・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
平成一九九九年四月二五日 福島県指令相建第一六一一号

二 道路築造者の氏名及び住所
有限会社双葉不動産管理 代表取締役 石田 全史 双葉郡浪江町大字権現堂字上続町一八番地二

三 道路の位置
南相馬市小高区西町二丁目六五番四

四 道路の延長及び幅員
延長 四六・三六メートル 幅員 六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
平成一九九九年五月九日 福島県指令相建第五六六二号

二 道路築造者の氏名及び住所
株式会社大和実業 代表取締役 志賀 正利 南相馬市原町区大町二丁目一三番地

三 道路の位置
南相馬市原町区大甕字戸屋下三番三の一部、七番二の一部、一一番二の一部、一二

番二の一部、一二番三の一部、一六番二、一九番二の一部及び二一番二、大甕字梨木
 下一四二番二の一部、一四二番四の一部及び一四六番二の一部、雫字蛭沢一一番二の
 一部及び七一番三の一部並びに雫字塔場下一番二の一部
 四 道路の延長及び幅員
 延長 一六二・〇〇メートル 幅員 四・三〇〇九・一二メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九年六月一九日 福島県指令相建第一六一四号

二 道路築造者の氏名及び住所

双葉不動産建設株式会社 代表取締役 石田 慎一 双葉郡浪江町大字権現堂字上
 続町一八番地二

三 道路の位置

南相馬市原町区高見町二丁目二一〇番一八

四 道路の延長及び幅員

延長 三九・〇〇メートル 幅員 六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九年七月三〇日 福島県指令相建第一六一五号

二 道路築造者の氏名及び住所

株式会社ニーズ 代表取締役 三瓶 浩徳 双葉郡浪江町大字川添字葉山二六番地

三 道路の位置

双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原一〇三番四

四 道路の延長及び幅員

延長 五一・二〇メートル 幅員 六・〇三メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九年八月三日 福島県指令相建第一六一八号

二 道路築造者の氏名及び住所

株式会社ニーズ 代表取締役 三瓶 浩徳 双葉郡浪江町大字川添字葉山二六番地

三 道路の位置

双葉郡大熊町大字熊字旭台三番三九、四番一及び六番九

四 道路の延長及び幅員

延長 五八・九七メートル 幅員 四・〇〇〇六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九年八月六日 福島県指令相建第一六一六号

二 道路築造者の氏名及び住所

木幡建設株式会社 代表取締役 木幡 博光 南相馬市原町区牛来字久保二二三番
 地
 三 道路の位置
 南相馬市原町区大木戸字南東方一〇三番一九
 四 道路の延長及び幅員
 延長 三一・七九メートル 幅員 五・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
 平成一九年八月六日 福島県指令相建第一六一七号

二 道路築造者の氏名及び住所
 木幡建設株式会社 代表取締役 木幡 博光 南相馬市原町区牛来字久保二二三番
 地
 三 道路の位置
 南相馬市原町区大木戸字南東方一〇三番二〇

四 道路の延長及び幅員
 延長 三一・九三メートル 幅員 五・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号
 平成一九年八月三十一日 福島県指令相建第一六一三号

二 道路築造者の氏名及び住所
 エステート青田 代表 青田 芳久 南相馬市原町区信田沢字道ノ上二四七番地

三 道路の位置
 南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎二三八番五、二四〇番二、二四三番三、二五七番二
 〇及び二五九番二

四 道路の延長及び幅員
 延長 一三二・〇〇メートル 幅員 六・二二〇六・一四メートル

一 指定年月日及び番号
 平成一九年一〇月三日 福島県指令相建第一六一三号

二 道路築造者の氏名及び住所
 株式会社トヨー不動産 代表取締役 岡田 庄治 相馬市中村一丁目二番地の三

三 道路の位置
 相馬市中村字川原町三〇番九

四 道路の延長及び幅員
 延長 三四・七七メートル 幅員 四・〇三メートル

一 指定年月日及び番号
 平成一九年一〇月二日 福島県指令相建第一六一一号

二 道路築造者の氏名及び住所

- 三 横田 久子 双葉郡富岡町字夜の森南四丁目三七番地の二
道路の位置
- 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市の沢一六八番五、一六八番一八、一七二番四及び一七二番五
- 四 道路の延長及び幅員
延長 三四・七二メートル 幅員 四・〇〇〇六・〇〇〇メートル

- 一 指定年月日及び番号
平成一九年一〇月一五日 福島県指令相建第一六一一〇号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
堀川 直人 南相馬市原町区北長野字北原田五〇四番地
- 三 道路の位置
南相馬市原町区北長野字北原田四八六番二、四八七番二、四九二番二、五〇一番二、五〇四番二の一部及び五一〇番二の一部並びに北新田字前川原一九三番の一部
- 四 道路の延長及び幅員
延長 六二・五三メートル 幅員 六・二二メートル

- 一 指定年月日及び番号
平成一九年一月一四日 福島県指令相建第一六一一二号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
松本 知博 相馬市小泉字山田三六七
- 三 道路の位置
相馬市北小泉字大山先一〇一番七及び一〇五番八
- 四 道路の延長及び幅員
延長 二一・〇〇メートル 幅員 四・〇四メートル

- 一 指定年月日及び番号
平成一九年一月二二日 福島県指令相建第一六一一四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
佐藤 勝之 相馬市中村字荒井町三番地
- 三 道路の位置
相馬市中村字荒井町五番三及び二〇番二
- 四 道路の延長及び幅員
延長 四五・七八メートル 幅員 六・〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成一九年一月二二日 福島県指令相建第一六一一六号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
愛澤 憲一 相馬市中村字外並田一二〇番地の一

- 三 道路の位置
相馬市中村字外並田一〇一番五及び一一一番五
- 四 道路の延長及び幅員
延長 四八・九〇メートル 幅員 六・〇一七・五九メートル

- 一 指定年月日及び番号
平成一九年一月二七日 福島県指令相建第一六一一七号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
双葉不動産建設株式会社 代表取締役 石田 慎一 双葉郡浪江町大字権現堂字上続町一八番地二
- 三 道路の位置
双葉郡富岡町大字本岡字王塚二〇九番六一
- 四 道路の延長及び幅員
延長 二七・九三メートル 幅員 六・〇〇メートル

- 一 指定年月日及び番号
平成二〇年一月二四日 福島県指令相建第一六一一五号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
有限会社ヤシマ不動産 代表取締役 八島 幸雄 双葉郡浪江町大字幾世橋字大添五五番地一
- 三 道路の位置
双葉郡浪江町大字川添字南上ノ原六九番七
- 四 道路の延長及び幅員
延長 五九・八〇メートル 幅員 六・一〇〇六・二三メートル

- 一 指定年月日及び番号
平成二〇年二月七日 福島県指令相建第一六一一八号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
セキスイハイム東北株式会社 代表取締役 平 諭 仙台市青葉区本町三丁目四番一八号
- 三 道路の位置
南相馬市原町区南町三丁目九二番九
- 四 道路の延長及び幅員
延長 二八・一〇メートル 幅員 四・〇〇〇六・〇〇〇メートル
- 一 指定年月日及び番号
平成二〇年二月二六日 福島県指令相建第一六一一九号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
三宅 幸子 双葉郡大熊町大字小入野字東大和久三八四番地の一〇

- 三 道路の位置
双葉郡大熊町大字小入野字東大和久三八四番一二及び四一六番二
- 四 道路の延長及び幅員
延長 一三一・六〇メートル 幅員 四・〇〇〇六・〇〇メートル

(建築指導課)

公告第三百七十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定により、次のとおり義務の停止処分をした。
平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 被処分者 旭日企画有限会社
所在地 二本松市大平山九番地十五
- 二 処分番号 福島県知事(二)二四〇八号
- 二 処分の種類及び期間
平成二十年七月十五日から同年九月十四日までの二月間の業務の全部の停止
- 三 処分理由
宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号に該当するため

(建築指導課)

公告第三百七十八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定により、次のとおり義務の停止処分をした。
平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 被処分者 くどう地所株式会社
所在地 郡山市堤一丁目八十八番地
- 二 処分番号 福島県知事(六)二〇四五二号
- 二 処分の種類及び期間
平成二十年七月十五日から平成二十一年一月十四日までの六月間の業務の全部の停止
- 三 処分理由
宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号に該当するため

(建築指導課)

公告第三百七十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。
平成二十年七月十一日

- 一 聴聞の日時
平成二十年七月二十三日 午前十時
- 二 聴聞の場所
福島市杉妻町二番十六号 県庁西庁舎四階四〇一会議室
- 三 聴聞の内容
郡山市島一丁目二十一番一号有限会社ゆいコーポレーションが宅地建物取引業法第六十五条第一項の規定に該当するため

(建築指導課)

公告第三百八十号

政府調達に関する苦情の処理手続要綱第九の規定により、平成二十年度第一四半期における苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。
平成二十年七月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

(審査課)

苦情の受付件数 零件